

令和5年（2023年）3月27日

説明用資料

社会教育部 スポーツ振興課

スポーツセンター及び末広体育館、高司グラウンドならびに売布北グラウンド、花屋敷グラウンドに係る指定管理者の選定について

1 方針

次期指定管理期間（2024（R6）年4月1日から2029（R11）年3月31日まで）における指定管理者の選定については、スポーツセンター及び末広体育館に係る指定管理者の選定は非公募で、高司グラウンド及び売布北グラウンド、花屋敷グラウンドに係る指定管理者の選定は公募で行うものとする。

2 現在のスポーツ施設の管理運営指定管理状況【参考1】

施設名	スポーツセンター ・末広体育館	高司グラウンド	売布北グラウンド	花屋敷グラウンド
指定期間	令和元年4月～ 令和6年3月	令和元年4月～ 令和6年3月	令和元年4月～ 令和6年3月	令和2年4月～ 令和6年3月
現指定 管理者	宝塚市スポーツ 振興公社	宝塚ウエルネス ライフグループ	宝塚ウエルネス ライフグループ	国際ライフ パートナー
選定方法	非公募	公募	公募	公募
応募団体数	1社	3社	3社	3社

3 スポーツセンター及び末広体育館に係る指定管理者の選定を非公募で行う理由

【参考2、3】

今回、スポーツセンターと末広体育館の選定を非公募で行う理由として、宝塚市スポーツ施設条例18条では、指定管理者の選定に当たり、「特別な事由があると認める場合を除き、公募するもの」と定め、原則として公募により候補者を選定することになっているが、指定管理者制度運営方針2-(2)に定める特別な事由に該当する場合は、非公募によることができるものである。本件の場合、2-(2)-イの「施設の管理に当たり、当該指定管理者の長期継続的な事業運営や人材育成、ノウハウの蓄積等を特に必要とし、指定管理者の変更になじまな

い場合」に該当することから、非公募による選定を行うものとする。その理由は以下のとおりである。

(1) 宝塚市スポーツ振興公社の役割【参考4、6】

ア 宝塚市スポーツ振興公社とは

宝塚市スポーツ振興公社（以下「公社」という）は、本市のスポーツ施設を管理運営すること、及び市とともに本市のスポーツ振興行政を役割分担のもと推進することを目的として、昭和62年に市が100%出損（総額3億円の出損）して設立した法人である。今後も市と連携、協働して本市のスポーツ振興を担う法人としての位置付けは変わらない。

また、公社は平成24年(2012年)から一般財団法人から公益財団法人に移行しており、営利を目的としないだけでなく、スポーツ振興という公益活動を一層活発化している。

イ 姉妹都市松江市との関係

令和4年（2022年）に本市と松江市とは姉妹都市提携55周年を迎えた。この本市と松江市との関係において、毎年相互に両市を訪問しスポーツ交流を行っているスポーツ少年団交歓会（同年49回）と生涯スポーツ交流会（同年25回）の相互交流事業は、両市の関係をより強いものになっている。このスポーツ相互交流事業は公社を通じて両市の関係者、スポーツ団体と築き上げてきた信頼関係によるところが大きいものであり、この事業を円滑に継続するためには今後も公社の役割が重要である。

ウ 宝塚市の中学校運動部活動の地域移行に向けて

少子化の影響や教員の負担軽減を背景に、国は来年度（令和5年度）から3年間かけて休日の中学校の部活動を地域や民間のスポーツ団体等に委ねる地域移行の構想を掲げています。その重要な施策を円滑に行うには、公社が永年、宝塚市体育協会ならびに宝塚市スポーツ少年団の事務局として培ってきた役割が必要であり、部活動と民間団体や指導者との橋渡しの役割を担っていただくことが必要です。その外部指導者の育成にも、研修や講習会を実施してきた公社の経験や実績が必要です。

エ 第2次宝塚市スポーツ振興計画

令和3年度（2021年度）からの第2次宝塚市スポーツ振興計画の施策を推進するにあたり、市体育協会や市スポーツ少年団の事務局である公社が、「子どものスポーツ環境・機会の充実」「障害（がい）のある人のスポーツ参加」「スポーツイベントの開催」等の施策事業の展開や指導者の育成・指導を、中心になって行うことが必要であります。

(2) 当該施設の管理運営に関する実績【参考5】

ア 管理運営面

公社は、昭和62年(1987年)のスポーツセンター開設当初から、35年間にわたり、継続して管理委託者及び指定管理者を担い、長年培われた実績やノウハウを有している。このため、当施設を熟知し、現状の施設の正確な把握や適切な修繕・保全計画を作成しており、それに基づいた管理運営が今後も可能である。また、安全性の確保において緊急な対応を要する場合は、施設の修繕・更新や、市民サービスにつながる備品の確保など、公社の自主事業の収益を利用して実施してきた実績がある。

イ 事業面

これまで、本市のスポーツ振興行政とともに一体的に推進してきたことから、国民体育大会などの国、県レベルの大会等の開催に関する実績やノウハウを有しており、大きなスポーツ大会、イベントの誘致に際しても、市と連携した着実な実施体制が組める。

また、公社は、これまでの宝塚ハーフマラソンや各種市民大会など市民との協働によるスポーツ振興事業を継続的に実施してきており、長く市内スポーツ関係団体の活動を支援してきたことから、これら団体との深い信頼関係を構築できている。今後も市民サービスの向上や市民と協働してスポーツ振興を図っていく上で、この信頼関係は欠くことができないものである。

ウ モニタリングによる評価

公社に対し、指定管理者として公共サービスの履行が適切に行われているか、施設管理運営事業評価に基づくモニタリングを毎年度実施のうえ確認しており、各年度において、光熱費をはじめ経費の節減が図られた適正な予算執行や、利用者が安全で快適に施設を利用できるよう日常から継続的に点検修理を実施するなど施設の維持管理に努めているものとして、概ね良好であると評価(B評価)している。

(3) スポーツセンター及び末広体育館の役割【参考2、4】

ア 本市のスポーツの基幹施設

スポーツセンター及び末広体育館は単なる貸館施設ではなく、多くの市民に多様なスポーツの場を提供する拠点としての基幹施設であるとともに、市が求める市民体育事業を展開するためのスポーツ行政の拠点施設であり、当該施設で公社が公益事業を一体的に実施することで、より基幹施設としての目的を実現することができている。競技性のあるス

スポーツだけでなく、多世代で誰でも参加できるニュースポーツや障碍（がい）者スポーツなどを行える役割を担っています。

イ 災害時における活動支援の拠点施設

宝塚市地域防災計画において、スポーツセンターは災害対策本部の代替施設として、末広体育館は広域的対応の受け入れや災害時物資配送の拠点施設として位置付けられており、災害時における活動支援の拠点施設として重要な役割を持っている。

また、スポーツセンターは、阪神淡路大震災時には避難所として運営され、公社職員は市職員とともに避難所の運営に従事した経験があり、市の災害対応のノウハウを蓄積している。

今後、高い確率で発生が予測される「南海トラフ地震」など大災害を想定すると、災害時の活動支援の拠点施設であるスポーツセンター及び末広体育館を適切に運営するには、災害時の対応ノウハウを有する公社と市が一体となり、迅速かつ柔軟な活動を行うことが求められる。

4 高司グラウンドならびに売布北グラウンド、花屋敷グラウンドの指定管理者選定の方針【参考5】

高司グラウンドは、ナイター照明付の多目的グラウンドを有する施設であり、主に野球やサッカーチームが利用している。

売布北グラウンドは、野球場とテニスコートを有しており、野球チームやテニスの利用者に貸し出しを行っている。

花屋敷グラウンドは、ナイター照明付の人工芝を保有する多目的グラウンドとテニスコートを有しており、主にサッカーやフットサル、ラグビーチームが利用している。

3施設とも、スポーツセンターの補完的施設として、屋外の貸しグラウンドとしての運用が中心となっていることから、指定管理者選定については民間事業者が持つノウハウを活用する場として、公募による選定とすることが適当であると考えます。

5 参考資料

【参考1】 指定管理者制度対象施設の概要

(1) 宝塚市立スポーツセンター

○開設年月日 昭和62年(1980年)4月(令和元年度利用者数:1,146,179人)

総合体育館(メイン、サブアリーナ)、武道館、多目的グラウンド、野球場、屋外プール、屋内温水プール、テニスコート、弓道場、駐車場等を併設し、市民の多様なスポーツライフを支える総合体育施設である。また、大規模災害時には災害対策本部代替施設と位置付けられており、市制50周年事業では、メインアリーナで式典が行われたり、選挙時には開票所としての役割があるなど、行政活動にも欠かせない施設となっている。

(2) 末広体育館(令和元年度利用者数:64,508人)

○開設年月日 平成14年(2002年)4月

寄付により譲り受けた体育館を改装し、体育競技のみならず、社交ダンスなどができるスタジオを併設している。スポーツセンターの付属施設と位置づけ、一体的利活用を行っている。

(3) 高司グラウンド(令和元年度利用者数:28,862人)

○開設年月日 平成6年(1994年)4月

市所有の土地を改良して、夜間照明を併設した多目的グラウンドとして開設、主に野球、サッカー場として利用されている。

(4) 売布北グラウンド(令和元年度利用者数:33,161人)

○開設年月日 平成25年(2013年)9月1日

寄付により譲り受けた野外体育施設及び管理棟があり、テニスコート、多目的グラウンドでは、野球やサッカーなどとして利用されている。

(5) 花屋敷グラウンド(令和元年度利用者数:195,330人)

○開設年月日 平成26年(2014年)11月

商社から購入したグラウンドを改良し、サッカー・ラグビーを想定した夜間照明を併設した人工芝の多目的グラウンド、管理棟には小規模な屋内活動場もあり、卓球など屋内スポーツにも活用できる。

【参考 2】設置管理条例について（抜粋）

宝塚市立スポーツ施設条例において、以下のとおり規定されている。

○宝塚市立スポーツ施設条例（抜粋）

（設置）

第 1 条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため、宝塚市立スポーツ施設(以下「スポーツ施設」という。)を設置する。

（事業）

第 3 条 スポーツ施設は、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 市民のスポーツ及びレクリエーションの場の提供に関すること。

(2) スポーツに関する市民団体及び指導者の育成に関すること。

(3) 市民スポーツ大会及び市民スポーツ教室の計画及び実施に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、宝塚市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要があると認める事業

（指定管理者による管理）

第 5 条 スポーツ施設の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

（指定管理者の指定）

第 18 条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

【参考 3】宝塚市指定管理者制度運用方針（抜粋）

2 指定管理者制度への本市の対応について

(2) 公募・非公募の取扱い

指定管理者の選定に当たっては公募を原則とするが、次に掲げる場合は、非公募とすることができるものとする。

ア 地域に密着した公の施設で、地域の団体による管理が市民サービスの提供に有利である場合

イ 施設の管理運営に当たり、当該指定管理者の長期継続的な事業運営や人材育成、ノウハウの蓄積等を特に必要とし、指定管理者の変更になじまない場合

- ウ 緊急に指定管理者を指定する必要がある、公募を行う時間がない場合
- エ 公募による応募がない場合
- オ その他、公募を行わない合理的な理由がある場合

【参考4】公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社定款（抜粋）

○第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、スポーツ及びスポーツレクリエーション等に関する事業を行い宝塚市民の体育・スポーツ等の振興を図ることにより、心身ともに健全な人間形成に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）スポーツ及びスポーツレクリエーション等の振興事業
- （2）宝塚市から受託する社会体育施設の管理運営事業
- （3）その他、この法人の目的を達成するため必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県宝塚市において行うものとする。

【参考5】指定管理者導入状況

年度 ＼施設	スポーツセンター・ 末広体育館	高司 グラウンド	売布北 グラウンド	花屋敷 グラウンド	
H18	(財)宝塚市スポーツ振興公社				
H19					
H20	(財)宝塚市スポーツ振興公社				
H21	(財)宝塚市スポーツ教育振興公社(H 24.4.1より(公財)宝塚市スポーツ振興 公社)				
H22					
H23					
H24					
H25					(公財)宝塚市ス ポーツ振興公社 (H25.9.1か ら)
H26	(公財)宝塚市スポ ーツ振興公社	(公財)宝塚市ス ポーツ振興公社	(公財)宝塚市ス ポーツ振興公社	(公財)宝塚市ス ポーツ振興公社	
H27				たからづか花屋 敷スポーツライ フグループ	
H28					(H26.11.1か ら)
H29					
H30					
R元	(公財)宝塚市スポ ーツ振興公社	宝塚ウエルネス ライフグループ	宝塚ウエルネス ライフグループ	フグループ	
R2				国際ライフパー トナー(株)	
R3					
R4					
R5					

※H18より指定管理者制度による管理を開始。S62～H17は管理受託者制度による管理

【参考6】関連計画

1 第2次宝塚市教育振興基本計画（計画期間：令和3年度から令和12年度）

○市民のスポーツライフを支援します

スポーツをしない市民には興味のあるスポーツ種目に挑戦していただくことを、また、従来からスポーツに親しんでいる市民にはさらに充実した内容で継続的にスポーツに取り組んでいただくことを目標とし、生涯スポーツ人口の底上げを図ります。さらに、個々の理想とするスポーツライフの活性化を目指します。

2 第2次宝塚市スポーツ推進計画（計画期間：令和3年度から令和12年度）

○計画の政策目標と行動目標

個々の理想とするスポーツライフが活性化し、スポーツで人と未来が輝くまち「アクティブ宝塚」を実現する、というゴールを政策目標として掲げます。その実現を目指すために、「宝塚市民が継続・開始を希望するスポーツ種目に参加する」という市民の行動目標を設定し、達成率80%の実現を目標に、個人のスポーツライフと宝塚市におけるスポーツ文化の活性化を目指していきます。